

## タイにおける税務の基礎知識 第16回

今回は前回に引き続きVAT(付加価値税)について、解説をいたします。今回は、Tax Invoice発行に際しての留意点、その他の取り扱い等について解説いたします。

項 目	タ イ VAT	日 本 消 費 税
VAT(消費税)の事業者登録	<p>タイにおいては、原則としてすべての事業者がVATの事業者として登録、VAT登録事業者番号を取得し、VATの徴収、納付等を行わなければなりません。またVATの登録事業者は、取引ごとにVATに関してTax Invoiceを発行または受領し、これに基づいて毎月のインプットVAT、アウトプットVATを集計し、翌月の15日までに所轄税務署に申告・納付を行わなければなりません。タイのVATは基本的にインボイス方式を採用していることから、Tax InvoiceのないVAT、Tax Invoiceの記載内容が所定の要件を具備していないもの等については税額控除の対象とならない点、注意が必要です。</p>	<p>日本の消費税は、原則として基準期間における課税売上の金額に応じて納税義務の有無が判断されます。日本の消費税の運用上、タイのようにTax Invoiceの発行という制度はなく、基本的に会計帳簿上、仮払消費税、仮受消費税を計上し、確定申告によりこれを精算する方法がとられています。なお消費税の申告・納税は基本的に帳簿に基づいて行われます。またタイのVATのようにTax Invoiceの制度がないことから、基本的にはすべての取引(非課税取引、免税取引、消費税の免税事業者との取引を除く)が消費税の対象であり、税額控除の対象となります。</p>
<p>1. Tax Invoiceの記載内容</p> <p>2. 金額の訂正等の場合</p> <p>3. 外貨建て取引に係るTax Invoice</p>	<p>1. 歳入法86条において、Tax Invoiceの具体的な記載内容が規定されています。これによれば原則として以下の内容を記載しなければならないこととされております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「Tax Invoice」であることを明示する。</li> <li>- Tax Invoiceの発行者の名称、住所、VAT登録事業者番号</li> <li>- 当該Tax Invoiceの取引相手の名称、住所</li> <li>- Tax Invoiceの管理番号</li> <li>- 取引の具体的な内容(物品、役務提供の内容、種類、数量、金額等)</li> <li>- Tax Invoiceの発行日</li> </ul> <p>原則としてTax Invoiceの金額は、タイ語または英語で作成し、タイの通貨で記録しなければなりません。なお上記の要件を欠いたTax Invoiceに係るVATは税額控除の対象となりませんので、発行する側も受領した側もその内容を十分に確認する必要があります。</p> <p>2. 前回の解説の通り、一度発行したTax Invoiceの訂正はできないこととなります。たとえばすでに発行したTax Invoiceに係る売上金額等について、歳入法82/10条に定める事由(不良品、条件不適格等)によって減額の修正が必要となる場合には、発行済のTax Invoiceの金額を訂正するのではなく、改めてCredit Noteを発行しなければなりません。また反対に増額訂正が必要な場合には、Debit Noteの発行が必要となります。この場合、Credit Note、Debit Noteへの記載要領も法令等によって記載要領が定められているので、それに従わなければなりません。</p> <p>3. 取引自体をタイパーツ以外の通貨で行った場合のTax Invoiceの記載方法は次のようになります。</p> <p>対価を受領した場合・・・課税点が属する月内にパーツに交換された場合は、その交換時のパーツの金額に基づいてTax Invoiceを作成します。月をまたぐ場合には、月末の最終営業日においてタイ中央銀行が公表する平均買相場レートにより換算することとなります。</p> <p>輸入取引・・・実際の通関時において関税の計算の基礎となった外貨建てCIF金額のパーツ価額への換算の際に適用された換算レートによることとなります。</p>	

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。